（帳簿の記載等）

第八十三条　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　濃度確認を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びに事業所等又は事務所の名称及び所在地

二　濃度確認の求めに係る書類の受理年月日

三　濃度確認の求めに係る濃度確認対象物の種類及び重量

四　濃度確認を行った年月日

五　濃度確認を行った場所

六　濃度確認の方法

七　濃度確認を行った濃度確認員等の氏名

八　濃度確認の結果

九　濃度確認証の番号及び交付年月日

十　その他濃度確認に関し必要な事項

2　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十三の帳簿は、濃度確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

（濃度確認業務の引継ぎ）

第八十四条　登録濃度確認機関は、法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　濃度確認業務を文部科学大臣に引き継ぐこと。

二　濃度確認業務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

三　その他文部科学大臣が必要と認める事項

（公示）

第八十五条　文部科学大臣は、次の表の上欄に掲げる場合には、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を官報で公示しなければならない。

一　法第三十三条の二第一項の登録をしたとき。	一　登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所 二　濃度確認業務の内容 三　濃度確認業務を行う事業所の所在地 四　登録した年月日
二　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の四の規定による届出があったとき。	一　登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所 二　変更する事項 三　変更する年月日
三　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の六の許可をしたとき。	一　登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所 二　休止し、又は廃止する濃度確認業務の範囲 三　濃度確認業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する年月日 四　濃度確認業務の全部又は一部を休止する場合にあっては、その期間
四　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十二の規定により登録を取り消し、又は濃度確認業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。	一　登録濃度確認機関の氏名又は名称及び住所 二　登録を取り消し、又は濃度確認業務の全部若しくは一部の停止を命じた年月日 三　濃度確認業務の全部又は一部の停止を命じた場合にあっては、停止を命じた濃度確認業務の範囲及びその期間
五　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が濃度確認業務の全部又は一部を自ら行うものとするとき。	一　濃度確認業務の全部又は一部を自ら行うものとする年月日 二　自ら行うものとする濃度確認業務の範囲及びその期間
六　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の十四第二項の規定により文部科学大臣が自ら行っていた濃度確認業務の全部又は一部を行わないものとするとき。	一　濃度確認業務の全部又は一部を行わないものとする年月日 二　行わないものとする濃度確認業務の範囲

別記様式を次のように改める。

様式第一（第2条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条関係）

整理番号（注1）

登録　機関　登録申請書

認定試験　期間　確認講習
検定試験　確認講習
運搬物確認試験
搬設備確認試験
濃度確認試験
資格講習

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）㊞

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律　第39条
第41条の15
第41条の17
第41条の21
第41条の23　の規定
第41条の25
第41条の27
第41条の31
第41条の35

により、次のとおり登録を申請します。

氏　名　又　は　名　称		
法人にあっては、その代表者の氏名		
住　所		郵便番号（　　） （都道府県） 電話番号（　　）
事　業　所（注2）	名　称	
	所　在　地	郵便番号（　　） （都道府県） 電話番号（　　）
業　務　の　内　容（注3）		